

ルールル炭鉱地帯の緑化について

井 手 貴 夫



ルールル炭鉱地帯はザール地方とともに、ヨーロッパでも代表的な炭鉱地帯であり、本道からも多くの若い人たちが同地方に行つて働いたところであるから、私たちにもなじみの深いところである。

この地方の住民たちの間で早くから炭鉱地帯の緑化が叫ばれ、一九二〇年すでにそのための居住民組合がつくられ、一九五九年にはその努力と成果をまとめて「森林保護と土地の育成」という印刷物が公表され、多くの反響を呼びおこしたことであった。その後の状況の変化はさらに多くの問題を提起するとともに、また新しい計画を必要とした。それらの問題を展望して、一九六六年七月一日「ルールル地方における緑化」という印刷物が公表された。

その大要を同組合理事長・ハルステンベ

ルク教授の諒解を得て、ここに紹介しようと思う。

① ルールル地方の緑化

ルールル地方の居住民組合の所属地域は、約四六〇〇平方キロの地域で、そこに五千七百万の人々が住んでいる。ドイツ連合共和国の一・八％にすぎない地域に、その総人口の一〇・三％の人々が住んでいるわけで、同組合所属の全地域平均では一平方キロあたり約一、二五〇人、都会での平均は約二、九〇〇人、場所によってはもっと多いところもある。すでに第一次大戦前からこの高度に工業化された地域での肉体的、精神的負担を緩和するためには自然環境、広々とした風光の中での休養が必要であるこ

とが認識されていて、そのために休養地域を確保することが公共団体の重要な任務であるとされていたのである。

したがって一九二〇年にルールル炭鉱地帯に居住民組合が組織されたとき、組合の設立規則の中に「建築せられない広い土地をつくり、かつ確保すること」「森林、荒野、湖沼等の休養地域」がとくに重要な任務とされていて、「その任務を遂行するにあたっては、記念物の保存と故郷愛護への関心をできるかぎり考慮すること」と、うたわれているのは当然なことである。

組合が着手した最初の大きな仕事のひとつは、組合緑地計画（第一次は一九二三年につくられた）をつくることであつて、それは三年目ごとに関係市町村の意見を聞いたうえで委員会によって作成せられる、い

わゆる組合緑地目録の一計画である。この目録は法律的効力をもっているので、これによって居住地組合の緑地計画設立の根拠が与えられるわけである。

またこの計画とは関係なしに、組合所属のある土地が組合目録に記載されたばあいには、この土地内になにかを建設することはそれが休養地帯としての目的に反しないかぎりにおいてのみ許可されるのである。居住地組合所属の全面積のうち、この目録に記載された緑地帯は大体五〇％である。しかし、とくに人口の多い中心地帯では——こういう地域こそ緑地を特に必要とするのであるが——この割合は明らかに少ない。

これらの緑地の面積の大きさ、形態、目的はそれがピクニックや週末休養などその

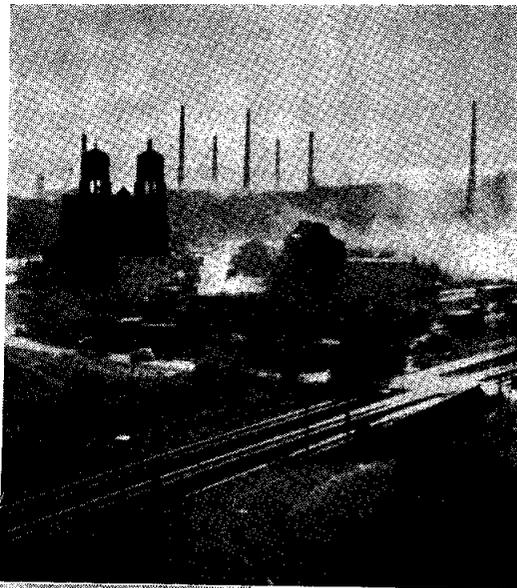
目的によって異なる。もちろん、人口の多い地域では緑地は少なくなる。それらは広い自然地帯への誘導地であったり、居住家屋団をたがいにする役割をしたり、工業施設間に設けられて緩衝地となったり、緑のオアシスとして特別な休養地の役目を果たしたり、いろいろである。

② 地方の緑地体系と都市の緑地体系との関係

居住地組合の全体計画では、もちろん緑地面積を確保する努力が首尾一貫して行なわれるが、そのさいに「地方の緑地体系」がとくに重要視される。これによって中央ルール地域の密集した居住地集団の緊張がやわらげられ、隣接する緑地によって社会的衛生的機能、とくに空気の清浄化や休養の目的が果たされるわけである。これらの地方的緑地は、当然都市近郊の比較的人口の少ない領域に設けられる。そして、現存している数多いこれらの組合緑地面積はできるときに拡大せられるべきで、また都市内の緑地との連繋が考えられるべきである。さらに、これらの緑地に対して緑地を創造する処置も必要であって、こういう問題の解決はただに居住地組合によってのみでなく、政府機関によっても行なわれるべき

[第1表] ルール地域の森林と人口 (森林—1961 人口—1964. 6. 30)

地 域	全面積ha	森林面積ha	森林比率	人 口	1km ² 当りの人口	1km ² 当りの人口と森林面積の比率
都市区域						
1. ドウイスブルク	14,332	1,505	10.5	495,641	3,458	30
2. エッセン	18,839	1,594	8.5	728,819	3,869	22
3. ミュールハイム	8,820	1,145	13.0	190,925	2,165	60
4. オーバーハウゼン	7,702	997	13.0	259,804	3,373	38
5. ポッフム	12,135	522	4.3	359,147	2,960	15
6. カストロプ・ラウクセル	4,419	726	16.4	87,881	1,989	83
7. ドルトムント	27,149	2,124	7.8	653,260	2,406	33
8. ハーゲン	8,742	2,801	32.0	200,621	2,295	140
9. ハム	2,480	15	0.6	71,390	2,879	2
10. ヘルネ	3,004	114	3.8	110,032	3,663	10
11. リューネン	3,730	283	7.6	72,162	1,935	39
12. ヴァンネ・アイケル	2,131	13	0.6	108,327	5,083	1.2
13. ヴァッテンシャイト	2,388	3	0.1	80,310	3,363	0.4
14. ヴィッテン	4,648	615	13.2	97,622	2,100	63
15. ポットロープ	4,209	566	13.4	112,387	2,670	50
16. ゲルゼンキルヘン	10,441	414	4.0	378,062	3,621	11
17. グラートベック	3,588	290	8.1	83,285	2,321	35
18. レックリングハウゼン	6,623	552	8.3	129,350	1,953	43
18 都 市 区 域 計	145,380	14,279	9.8	4,219,025	2,902	34
地方区域						
19. ディンスラーク	22,060	4,799	21.8	129,340	586	371
20. ゲルデルン	50,882	7,105	14.0	83,537	164	851
21. メールス	56,344	4,995	8.9	336,142	597	149
22. エンネーベR郡	41,378	12,577	30.4	263,653	637	477
23. ウンナ	45,327	3,189	7.0	229,431	506	139
24. レックリングハウゼン	71,464	19,020	26.6	330,463	426	571
25. D. メットマン (部分)	1,609	297	18.5	17,491	1,087	170
26. レース (部分)	19,448	3,949	20.3	46,667	240	846
27. イーゼルローン	5,098	898	17.6	42,820	840	209
9 地 方 区 域 計	313,610	56,829	18.1	1,479,544	472	384
ルール炭鉱地域居住民組合	458,990	71,108	15.5	5,698,569	1,242	125
ノルト・ライン・ヴェストファレン (比較のために)	3,543,977	775,226	22.8	16,463,691	485	471
ドイツ連邦共和国	34,845,434	7,030,700	28.3	58,289,800	235	1,206



ルール炭鉱

民の健康への顧慮と休養地帯としての必要から森林を保護することとなり、さらに、それに散歩道をつくる

て、一九二二年七月二十九日「国民の健康増進のため、林木の保持および森林内の歩道の保持と解放のための法律」が制定された。

この法律はその後ノルトライン、ウエストファーレン州では効力をもっていて、これによって林、木立、森林などすべて一定期間保護されるのである。そしてこの法律によ

また戦時中の材木の需要、戦時中および戦後の荒廃などにもかかわらず、今日なお約七一、〇〇〇haの森林が保持されていることは、まったくこの法律のもたらした成果である。一方、個人および公共の森林復興の努力も忘れられてはならない。

しかし、またこの法律は、心理的ならびに経済的理由から、不当不便なものとして多くの抵抗をもうけたのである。しかし、それらの訴訟事件にさいして「国民の健康の保持」という公共の重要性が、つねに優先して主張されてきたのである。

で、それはルール地方の産業を高め、住民の生活を維持するうえに不可欠なことである。

組合所属の緑地面積が、計画的法律的手段によって守られるのに反して、その緑地の本質的要素である森林を守ることが当初は困難であった。組合が設立された当時、組合所属領域の中の森林の総面積は、じつに八五、〇〇〇haもあったのであるが、ラインランドおよびウエストファーレン地方におけると同様に、その大部分が個人の所有であった。

そこで当時の州議会に法案が提出されてとくに人口の多い地域や工業地帯では、住

炭鉱地帯の森林内に陥没によって生じた池



って、居住地組合所属領域内の保護される林木は組合目録に記入せられ、それらの林木を処分することは、組合長の認可を得てはじめて許されるのである。しかも重要なことは、林木の変更はそれにかわる植樹を条件として許可されるのである。

ルール炭鉱地区の森林

がよくその本質において保存され得たのは、この法律が一貫して効力をもったからである。一九二〇年以前の都市、および工業の発展によるルール地方の三割の人口増加、一九三〇年の経済恐慌、

第一表は組合所属地域の森林面積と、居住民および居住地面積との比率である。この表から察せられるとおり、隣接地域ことに都市と地方とを平均させることが必要で、重要な課題だといえることができる。

⑧ 工業都市において森林のうける被害とその対策

ルール地域では、森林の維持成長に対する条件は非常に悪い。とくに工業の中心地や密集した居住地においては、森林の維持は個人経営の立場からは不可能であるばかりでなく、石炭の採掘せられるところでは森林が部分的に陥没したり、漸次沼沢地となるというようなことになる。一方また、

人々が休日や暇な時間に近くの森林に入る
ばあい、乱暴な、あるいは不注意な行動に
よって森林が傷められたり、チリクズなど
が散乱したり、さらには山火事をおこす
ということがおこる。

しかし、ルール地域の森林のうける最大
の被害は空気の汚染によるもので、工業都
市の有毒ガスの放出、大都市の煙突からの
煤煙、自動車の排気ガスなどの被害は大
きい。それらは非常に急速な影響を与え
ない。ばあいでも、長い間には大きな被害
を与えるものである。樹々の成長がおくれ
たり、樹冠の発育が不具になるとい
うことは、こ

とに針葉樹では早期の枯死の徴候である。
こういう障害のばあい、工業都市の近
くで森林を維持することはほとんど見
込みのないことのように思われるが、
しかも、ルール地域ではそれが成功
したのである。ひとつには、それは
父祖伝来の土地の森林に対する農
民の深い愛着と努力によるもの
があるが、他方では工業都市その
ものの市民の休養の場としての森
林を必要として、これを保護育成
しようと努力したからで、彼ら
は森林の被害を喰いとめ、それを
治癒させ、または他の場所に植
樹をしたのである。また森林が
やむを得ない理由で、他の目的
のために伐採せられるばあいは
居住民組合は、それにかわる森
林を他の場

所に育成しようと、つねに努力したのである。

たとえば他の適当な場所に植林したり、
あるいはすでに放置されて衰えていた森林
を、若い樹林で回復させるなどである。ま
た、煤煙に弱い松林はアカガシワ、ブナ、
カラマツなどの主として広葉樹の、混植林
にかえるなどの方法もある。こうして多く
の森林が改良され、繁茂しつづけるにいた
った。

しかし、このような努力のためには当然
積極的な森林造営が必要で、多額の出費を
必要とする。その支出は結局、関係諸市町
村からの寄附金によるものである。そして
一九四五年までに、旧ドイツ帝国貨幣で総
額約七千五百万マルク、その後は約三百五
十万マルク（約三億一千五百万円）が投資
され、約一万二千ヘクタールの森林改良ま
たは造営が行なわれたのである。

④ その他の活動

すでに大戦前から広い森林区域には火の
見槽が設けられていたが、現在ではこれに
無線装置がつけられている。万一のばあ
いには、森林火災警備センターとすみやかに
連絡をとれるようにしてある。

森林の最大の被害は、しかしまた森林に

休養を求めにくる人々によってひきおこさ
れるので、居住民組合は絶えず公衆にこの
点について注意を喚起しなくてはならない
が、とくに宣伝の対象を若い人たちにおい
て、数千のポスターやパンフレットを各学
校に送るとともに、また展覧会のほか多く
の機会を利用して宣伝につとめている。

これらの問題では、居住民組合は自然保
護当局と密接な連絡をとって、共同作業に
よって多くの効果をあげている。

また法律によって、個々の自然の美しさ
や特徴ある自然物の保護のみならず、自然
景観を破壊から守る道が開かれた。このた

め、ルール地域全般にわたって保護するに
足る景観が地図に記入され、またそれが居
住民組合目録に採録され、自然保護法と組
合規程との双方から相互に補足しあって守
られることとなったのである。

この両者の協力は、ことに自然公園ホー
エ・マルクの設立に際してとくにその効果
をあげた。この自然公園の設立は、とくに
優れた自然美を守ることではなくて、
いろいろの森林のある、解放的な、変化の
多い、特色ある風景を、組合領域の北部に
保持するということを目的としたもので、
ルール領域の数百万の人々のために大きな



カストローブ・ラウクセル地域の煤煙による被害

[第2表]

施設	現存のもの	新設	総計
駐車場	37	97	134
駐転戸周自宿戸キャンプ週休	1,700	5,650	7,350
場置食遊車泊日光浴場	—	9	9
場所道所	18	149	167
道所	—	7	7
浴場	86	19	105
村	4	11	15
休	6	17	23
ベ	—	3	3
チ	25	350	375

休養地を提供することとなったのである。すでに組合領域の七〇%が緑地として、また風景保護地域の性格をもっている。自然公園の設立はそれらの総括と完成を意味するものであり、またその全体の意義を説明する役割をもつものである。

この自然公園は約五五〇平方キロの広さをもつもので、この管理経営のためホームエマルク自然公園協会が設立され、住民組合理事長もその理事の一員として参加し、相当額の費用を分担している。

第一次建設計画は、第二表のことを予定している。

おそらく住民組合のルール地域での森林保持の経験と、その活動的な努力とによるものと思われるが、ノルトライン・ウェ

[第3表] ルール地域の森林所有者別 (1961)

地方別	0.5ha以上の森林面積	国有林	公有林	共有林	私有林	0.5ha以下の森林面積	森林面積計
ライン地方	20,737	5,020	809	14,908	111	20,848	
ウエストファール地方	35,328	359	3,412	31,557	356	35,684	
都市	13,825	607	5,657	7,561	751	14,576	
計	69,890	5,986	9,878	54,026	1,218	71,108	

ストファーレンの州議会が一九五〇年に森林保護法を議決したとき、個人所有の森林に対する監督官庁の任務の代行を組合理事長は委託されることになった。この法律は州の全森林資産にたいして一般的な保護規定を設け、また林木が欠如したり、粗雑にしか育たない森林地帯の再生のための一般的法令を定めたりして、森林維持のために

本質的な進歩をもたらさし、住民組合の仕事をいっそう支持することとなった。

この法律は、さらに組合にその他にも有効な活動をなし得るように、他の官庁と同等な資格を保証することとなった。強力に耕地整理を推進するさいに、多くの場合森林地帯が処分せられるのであるが、この法律によって、耕地整理官庁と森林官庁とが協力して開墾された森林を整理したり、森林と畑とが混合していて不経済なものを適切に処理するということが行なわれるようになった。また組合は、農地保護に役立つような適当な樹木や灌木を植えることで、耕地の経営を助けることも行なっている。

⑤ 居住地の新しい故郷

ルール地域はすでに戦前から、工業および都市の急速な発達の結果として、非常に多くの不潔な残骸の始末に悩まされていたうえに、戦争による破壊が怖い傷あとを残し、また多くの困難な新しい問題が生じてきた。それらを克服し、再建するにあたって重要な課題は、以前の欠陥をくり返さないよう、できるかぎりそうした欠陥を排除することと、もしやむを得なければ、すくなくともそれを緩和することを心がけることである。

ことに戦後、ルール地域に流入する人々の大部分は、故郷を追われた人々である。そういう人々のために、新しい健康な生活環境をつくらなくてはならない。それは、すでに一九二〇年の組合規程にうたわれているように、住民とその環境とに、故郷のような結びつきがなくなり出されねばならない、ということである。そして新しい土地が人々の故郷となるためには、まず快適な住居とその周囲の環境とが必要である。

[第4表]

ポタ山植樹 (鉱山、石炭ガラ、灰その他のポタ山)	431ha
斜面植樹 (道路、鉄道、水路などの)	199
塵芥の山 (ゴミ、残骸、工業によるクズなど)	128
あらゆる種類の荒地	511
放棄されている森林地	20
計	1,289

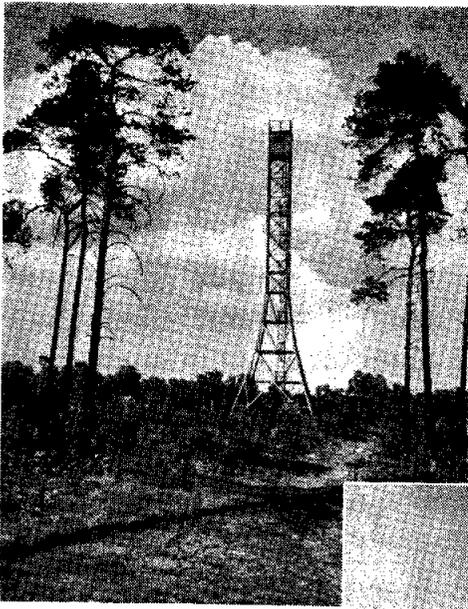
このためにノルトライン・ウェストファール州は、一九五一年に「ルール炭鉱地区の緑化活動」のために予算を計上して炭鉱と製煉所のポタ山の緑化のために、特別の処置を講じた。ドイツ森林協会とルール住民組合とがそれに応じて計画指導を行ない、一九五七年からは住民組合が森林

協会の案をとり入れてその計画を実行している。しかも州からの支出がその実行のためにじゅうぶんでないので、住民組合が経費を負担して、樹木、保護施設、材料などを購入している。しかし、その植樹された施設されたものの維持管理は、市または個人が行なわねばならない。

一九五一年から六五年までの成果は、第四表のとおりである。

これに、手入れたもの一〇二haが加わる。これらのために支出された金額は、およそ百八十五万マルク（一億七千万円）である。

もともとこの緑化の仕事はルール地域の中でもっとも建築物の多く、緑地のもつ



森林内の火見櫓

とも少ない地域が第一にその対象となるべきであつて、市当局と協同で、まずどこが第一に緑化されるべきかまた緑化し得るかが討議された。しかし、必ずしもつ

いくことが必要である。緑化の対象となるところは上述のように非常に種々雑多であるが、ルール地域のこの部分に荒地として見立てられている場所が多いことは驚くほどで、工場の直接の周囲や工場居住地は緑地帯によって守られねばならないし、それらの緑地帯を関連せしめてひとつの休養地をつくるのが大切であつて、住民組合の努力がとくにいそが



ボタ山も緑化される

ねに意見が一致するとはかぎらないのである。関係者の協力で財政的な支持が確保されねばならないし、実行手段、綿密な管理などがじゅうぶんに組織づけられねばならないからである。

しかも緑化を実行すべき場所は、大部分が非常に困難な地形や土壌の場所であるので失敗した例も実際にはいくつもあるが、それは全体の比率から見るとごくわずかである。また植樹のさいの専門的な世話や指図のほかに、植樹後その樹木がじゅうぶん独立に成長し得るまでは不断の世話が必要であるし、また補足して

れるゆえんである。こんにちまでにすでに約四三〇haのボタ山の緑化が、炭鉱と製煉所の協力のもとにおこなわれた。緑化の仕事のはじめられた当初にくらべると、現在では緑化すべきボタ山は減少している。ボタ山の原料が道路建設、地下工事などのため使用されるので売却されるからである。またすでに緑化されたボタ山が、そのために掘りくずされるということさえあった。したがって現在では、掘りくずされる予定のないボタ山だけに緑化が行なわれている。

ルール中心地帯の緑化にはもちろん、林務官や農地造成の専門家も協力して種々の問題を解決しているが、ここでは農業上の利用よりも、一般の生活環境を健康なものにすることのほうが急務で、しかも他の地方に比べてより困難である。ここでもルール炭鉱地区住民組合は、市町村団体を助けて専門的な忠言や計画を示し、その実行については費用の分担をしている。

この中心地区の緑化にさいして大切なことは、住宅家屋に近い空闲地を、できる限り自然らしく形成することで、それが直接住民の福祉に役立つのである。ところで、しだいに明らかになったことは、できあがった景観が魅力に乏しいほど速かにそれがそこなわれ、なおざりにされやすいという

ことである。また、よく管理された市内の大きな公園施設は、休養地としての目的に非常に重大な意義をもつが、その数は限られているし、維持管理に多くの費用を要する。そこで、その維持管理に費用を多く要しないような形で緑地をふやして、不足を補う必要がある。

そこで荒涼たる石の海の中に、新しい緑の島をつくることになった。それは歩道とベンチをもつ緑地帯で、住居と工場の間を結び、または、住居や工場から広い風景に通ずるのである。みにくい工場建築物は取り払われ、樹木を植えた緑地で囲むのである。このように樹木や灌木で緑地帯をつくることは、煤煙や騒音の悩みを緩和するにも役立つのである。調査の結果、木立は空気の流れの障害物として、非常に多くの塵埃を濾過し、しずめる役目をする、また騒音がそういう樹林によって非常に緩和されることが判明したのである。

ところで工業的發展は、一方でほしいに北方および西方にむかって伸びていくのである。現在景観的にもよく、将来そのような工場地帯の中で緑地帯として特別な機能を果たすような場所は、とくに注意して保存されねばならない。中心地帯の外のこのような場所にたいしては官庁に忠告して、その協力によって多くの風景維持に必要な処

置がなされている。

さて、ルール地域の緑地は住民に保養を与え、健康と福祉を増進することを第一に考え、風景の維持と美化とを第一義としてはいないが、緑地のふえることで、しだいにその目的にもそうこととなるのである。そして、休養地帯に散歩道をつくる指導を行ない、そのためにまた費用を支出している。ピクニック地帯には自動車の駐車場も設けられ、整地され、そこに特別な草を植えておく。この草は強靱で、その場所が駐車に利用されない場合は青々と茂って、周囲に違和感を与えないし、土埃のたつのを防ぐことにもなる。

水流と湖は、休養地の重要な要素である。ルール川とリップペ川の岸はまだ自然で魅力があるが、ライン河の岸はここでは非常に不毛の土地である。しかし、一部には草木の茂った水辺の地があつて、これらの草木は河水が増水しても妨げにならない。役所の水路課や船舶課とも合議のうえ、ここに植樹が行なわれ、よい結果を得たのである。さらにその後も植樹が行なわれようとして

いる。ルール地域での特色ある風景は運河である。運河にそって歩くと、まことに変化に富んだ対照の妙のある風景に接することができる。そこで、ドゥイスブルクの水路船

〔第5表〕

休養園地、遊園地、運動場、休息場のある公共緑地の造成	97
隔離および保護用の植樹、伐採地の植樹、その他	95
風景地の植樹、発電所、変電所、水揚げ所浄化設備その他、技術的施設の緑化	116
水路および河岸の植樹	54
プールの緑化	14
駐車場、休憩所の緑化	11
風景の造成計画	42
基礎工事計画、詳細計画、植樹計画	86
計	515

約三五〇ha、このための支出百四十万マルク(一千二百六十万円)ただし、土地購入および道路構築のための費用を除く。それらを合計すると三倍から四倍に達する。

ルール地域の国土育成の大部分の仕事は、破壊された国土の回復である。その破壊は過去のいまわしい戦争の傷痕もあれば、現在進行しつつあるものもあるし、また将来避け得られないものもある。過去数十年にわたる破壊の連続のうえに、戦後の残骸の山がかさなり、それに瓦礫と塵石がいよいよ増大していった。一方では砂利や砂の採掘が風景を破壊し、坑道掘さくと浚渫が数キロにわたって国土を蝕んでいく。採石場が拡張され、石灰砂岩工場が設立せられる。

ルール川の南の山地には石灰が多量に埋没して、数多くの炭鉱と製煉所が設立され、いまはまたその大部分が閉鎖され放棄された。地下に、地上に、発電、石油、ガスなどのためのあらゆる種類の企業が工場から工場へ、工場から消費者へ、国から国へと取り引きを拡げていく。大陸横断道路の建設、その他の施設が従来おかしこと

のなかつた風景の中へ、きびしい要求をもちこんでくるのである。

土地の育成はこういう風景の破壊をできるかぎりやわらげ、古い傷を治療し、工業化のみが独占的に支配している地域にもふたたび生々とした緑を寄与するなど、多くのことを行ない得るのである。そのためにルール炭鉱地区居住民組合は、あるいは忠告により、あるいは法律的手続きによりあらゆる機会を利用してきた。路線のひき方を適当にまげて重要な自然物をはずすとか工作物自体やその周囲の適切につくり方とか、砂や砂利を採取した後を農業または森林で自然景観にもどすとか、土地育成上の要求をできるだけ早期に実行にうつすように、組合の全機能をあげて協力してきた。

そして、土地育成上の障害となるようなものを除去しようとするさいに生ずる諸困難を、できるかぎり当該者の負担からのぞくようにする努力がなされた。そしてわれわれの要望する国土育成についての忠告や説明が当事者によって理解せられ、当事者の自由意志によってこちらの要望がいられることが多かったことは、まことに喜ばしいことであった。そのために要する費用がしばしば過度に見つめられるのであるがじっさいにはたいいてい、全体の工事費用からみると、ほとんど問題にならない比率になるのである。

ルール地域の土地育成は協同体の仕事で

ある。同様の目的をもつほかの官庁や他の組織、研究所、大学、専門学校、自然保護協会、市の公園課、愛郷団体、歩行会、さらには市町村、造園と風景育成の協会、建築家協会など、多数の団体と密接な接触と意見の交換が行なわれねばならない。

ルール炭鉱地区居住民組合は「居住民全体の福祉の増進」に奉仕するという任務全体のうえに立って、土地育成の仕事を引きうけたのである。なぜなら、技術と文明にたいして自然を同格のものとして対置するためには、保護保存する活動を補足して行く形成的な仕事が必要だからである。

以上がルール地帯の居住民組合の活動の大要であるが、これを見ると、この組合の活動が法律的な支持をうけ、かつじゅうぶんな資金をもって、じつに広範な、かつ強力な活動をしていることは驚くべきものがある。しかしまた、このような組合が炭鉱居住者の自発的な意志から生まれ、しかもそれが、各方面の支持を受けて強力な活動をしているということは、結局それを可能にする社会的条件がそこまで進んでいるということである。この意味では、わが国の社会的自覚がさらに高まる必要がある。

(北大文学部教授)